

第7回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月25日(金)午前9時30分から午前11時00分

2. 開催場所 川西町中央公民館視聴覚室

3. 出席委員(9名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、 3番 後藤 満良、 4番 新野 勝廣、5番 佐々木 一宏、

6番 新野 庄右エ門、 7番 船山 マサエ、 8番 高橋 孝博

(欠席委員 2番 鈴木 秀男)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第7号 非農地証明の結果報告について

第 5 議 第 37号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議 第 38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第 7 議 第 39号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可決定について

第 8 議 第 40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 9 議 第 41号 農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、 事務局長補佐 佐藤 紀子、 主事 須貝枝里子

主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦労様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げまして、あいさついたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第7回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。欠席届のあった委員は、議席2番鈴木秀男委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。3番後藤満良委員、4番新野勝廣委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに原田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第7号非農地証明の結果報告についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

1ページをご覧ください。報告第7号非農地証明の結果報告について。通知件数は1件です。

(非農地証明についてを朗読により説明)

以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、議第37号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

3ページをご覧ください。議第37号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は16件です。

(議第37号1番から16番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第6、議第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

6ページをご覧ください。議第38号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第38号1番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番について、議席9番 黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号1番について、8月17日に江袋推進委員が現地確認をしました。今回の申請は経営移譲年金受給継続、譲受です。借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第39号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを上程い

たします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

8ページをご覧ください。議第39号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第39号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は、許可後着工し、平成29年12月末日で完了する計画です。農地区分は農振農用地域内の第1種農地と判断されます。内容は農作業小屋の建設です。所在は、川西町大字時田です。資料3ページの土地利用計画図の差し替えをお願いします。斜線部分が今回の申請地になります。

資金につきましては、用地買収による補償金で賄う予定であります。雨水については、地下浸透、造成の予定はありません。

本申請地は、過去に一度農地転用許可されましたが事業がとん挫し、その後農地法第3条により、農地として売買され現所有者が購入したものです。現場は盛り土されており、長年耕作されていなかったものです。今回の申請は、用地買収により作業場が使用できなくなることで、申請地に農作業所を建設するものです。残地については、農振農用地内農地に編入するよう指導しております。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。7番船山マサエ委員より報告願います。

7番 船山マサエ委員

番号1番について、平成29年8月9日大沼会長、私と事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、中郡時田地内の田であり、申請地の西側に田が広がる第1種農地と判断されます。現在、使用している作業所が国道287号線工事により、用地買収されるための移転の申請です。

周辺の農地への影響に影響はないと思われれます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第40号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)を上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

9ページをご覧ください。議第40号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地を転用したいとの許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は2件です。

(議第40号1番及び2番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は、平成29年10月10日に着工し、平成30年5月31日で完了する計画です。農地区分は農振農用地区域内の第1種農地と判断されます。内容は、国道113号線の高規格道路の工事に伴い、移転を余儀なくされ、農地転用するための申請です。所在は、川西町大字西大塚、菊田公民館の北東に位置しています。資料8ページの太枠で囲われた部分が今回の申請地になり、9ページは土地利用計画図になります。9ページ中程が残地になりますが、奥に譲渡し人の農地があることから、農道として活用するために残したとのことです。

資金計画につきましては、全額自己資金で事業を行う計画であり、山形河川国道事務所長との土地売買契約書で確認しています。

雨水については、地下浸透です。白川土地改良区から意見書が提出されております。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

続きまして、番号2番について説明します。工事計画は、許可後着工し、平成29年12月末日で完了する計画です。農地区分は農振農用地区域内の第1種農地と判断されます。内容は、国道113号線の高規格道路の工事に伴い、移転を余儀なくされ、農地転用するための申請です。今回の申請は、国土交通省山形河川国道事務所長との三者契約による申請になります。

所在は、川西町大字西大塚、中沖公民館の北に位置しています。資料12ページの太枠で囲われた部分が今回の申請地になり、13ページは土地利用計画図になります。

資金計画につきましては、全額自己資金で事業を行う計画であり、山形河川国道事務所長との損失補償協議書で確認しています。

雨水については、地下浸透です。白川土地改良区から意見書が提出されております。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。7番船山マサエ委員より報告願います。

7番 船山マサエ委員

番号1番について、平成29年8月9日大沼会長、私と事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、西大塚地内の住宅に隣接した田であり、第1種農地と判断されます。用地買収により住宅の移転を余儀なくされ、申請するものです。土地改良区からの意見書も提出されております。周辺の農地への影響はないと思われま

す。番号2番についても、平成29年8月9日大沼会長、私と事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、西大塚地内の田であり、第1種農地と判断されます。用地買収により住宅の移転を余儀なくされ、申請するものです。土地改良区からの意見書も提出されております。

周辺の農地への影響はないと思われま

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。
(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第41号 農地転用に伴う事業変更申請に対する意見についてを上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

10ページをご覧ください。議第41号農地転用に伴う事業変更申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う事業変更申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は2件です。

(議第41号1番及び2番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は、許可後着工し、平成30年3月30日で完了する計画です。農地区分は農振農用区域内の第1種農地と判断されます。場所は中小松地内のノウエルの農道を挟んだ南側です。

申請の土地は、転用許可済み農地でありますので、現況は盛土されておりました。内容は、フィットネスルーム、コインランドリー、が1階部分、アパートが2階3階、駐車場を建設するものです。

ノウエルとの間の農道の使用について、白川土地改良区との協議が整っており、また、建物の位置についても修正されております。隣接農地所有者からの同意も確認しております。土地改良区からの意見書も提出されております。資金については、融資証明が添付されております。

雨水については、地下浸透です。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

番号2番について説明します。工事計画は、許可後着工し、平成30年8月末日で完了する計画です。農地区分は都市計画区域法で定められた第一種住居地域で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた「第3種農地」と判断されます。

申請の土地は、上小松地内のひだまりの丘の南側です。申請の土地は、転用許可済み農地でありますので、現況は盛土されておりました。内容は、一般住宅と車庫を建設するものです。

資金については、借入で賄う予定であり、住宅ローンの審査結果も添付されております。雨水については、地下浸透です。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。7番船山マサエ委員より報告願います。

7番 船山マサエ委員

番号1番について、平成29年8月9日 大沼会長、私と事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、中小松地内のノウエルの農道を挟んだ南側です。

申請の土地は、転用許可済み農地でありますので、現況は盛土されておりました。

土地改良区からの意見書も提出されております。以前の申請で、アパートの建設場所が西側に南北に縦長に設置予定でありましたが、農業委員会総会の審議で周辺の農地への日照に影響があるとの指摘により、保留になった経過があります。

今回の申請では、建物の位置を変更しており、周辺の農地への影響はないものと思われ
ます。

番号2番についても、平成29年8月9日大沼会長、私と事務局で現地調査をしてき
ました。申請の土地は、上小松地内のひだまりの丘の南側です。現況は盛土されてお
りました。内容は、一般住宅と車庫を建設するものです。

今回の申請では、建物の位置を変更しており、周辺の農地への影響はないものと思
われます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付するこ
とに決定いたします。

議長 大沼藤一

これもちまして、第7回川西町農業委員会総会を閉会いたします。